

令和7年度第4回南相馬市小高区地域協議会 会議録

1 日 時：令和7年7月25日（金）

午後1時30分～午後4時35分

2 場 所：小高生涯学習センター

研修室

【出席委員 11名】

会 長 阿 部 貞 康
副会長 志賀 由紀夫
委 員 末 永 義 人
委 員 小 林 友 子
委 員 本 田 博 信
委 員 西 山 喜 代 子

委 員 菅 原 紀 子
委 員 飯 塚 宏
委 員 末 芳 治
委 員 杉 重 典
委 員 半 谷 恵 美 子

【欠席委員 3名】

委 員 半 谷 善 弘
委 員 熊 田 め ぐ み

委 員 山 本 麻 子

●南相馬市職員

小高区役所長	佐藤 克巳
小高区次長兼小高区地域振興課長	高野 真至
小高区参事兼小高区市民総合サービス課長	渡辺 和宣
小高区地域振興課おだかぐらし担当課長	志賀 弘達
小高区地域振興課長補佐兼庶務担当係長	渡邊 幸以
小高区地域振興課主査（書記）	木幡 祐一朗
こども未来部こども育成課長	小沢 穂波
こども未来部こども育成課幼児育成係長	原 郁恵
こども未来部こども育成課幼児育成係主査	長川 侑加
総務部公有財産管理課長	石川 博之
総務部公有財産管理課財産活用担当係長	早坂 和紀
総務部政策主幹	佐々木 忠
小高区地域振興課活性化担当係長兼復興拠点担当係長	安部 良一
教育委員会事務局文化財課長	川 田 強

1. 開 会

○事務局（高野次長）

只今より令和7年度第4回小高区地域協議会を開会いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は半谷善弘委員、山本麻子委員、熊田めぐみ委員です。

地域協議会14名中、11名の出席ということで、過半数を超えており、協議書10（2）により、本日の会議は成立しております。初めに、阿部会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 阿部会長よりあいさつ

3. 議 事

○事務局（高野次長）

議事の進行については、地域自治区の設置等に関する協議書の規定によりまして、会長が会議の議長となります。

それでは阿部会長、議事の進行をお願いいたします。

（1）会議録署名人の指名

○阿部会長

それでは議事を進めさせていただきます。まず、会議録署名人の選任についてですが、会議録署名人については、議長選任でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、今回の会議録署名人は、本田 博信委員、西山 喜代子委員の2名にお願いします。よろしくお願いいたします。

(2) 報告事項

報告事項①南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

○阿部会長

次に次第（２）の報告事項に移らせていただきます。

報告事項①南相馬市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例(素案)に係るパブリックコメント手続の実施について、担当課より説明
をお願いいたします。

こども育成課 資料１により説明

○阿部会長

それでは、ただいま担当課から説明をいただいた件につきまして、質問があればお願いいたします。

○末委員

生まれて半年から満２歳の子どもで保育所に通っていない子どもが対象で、
月一定時間までの利用ということですが、保育所に通っていない子どもに対し
て、どのようなことをするのか、もう少し詳しく説明していただけないでしょ
うか。

○こども育成課幼児育成係長

誰でも通園制度になりますが、０歳６ヶ月から２歳までのお子さんで、保育
園に通っていないお子さんが保育園等の保育施設を利用できるという制度にな
ります。

○末委員

申し込まないと利用できないのでしょうか。普段は保育園に通ってないけど土曜、日曜は預ける事は出来ないのでしょうか。平日の忙しい時に預ける事が出来るということでしょうか。

○こども育成課幼児育成係長

土曜日は、保育園が実施されている所で受け入れ可能であれば、受け入れとなりますが、来年度から実施になりますので、土曜日を実施するかについては、まだ決まっておりません。

現在公立施設で実施しておりますが、土曜日は実施しておりません。平日の月曜日から金曜日までの午前9時から11時の2時間を月5回ということで実施をさせていただいております。申込みに関してもご希望であれば、市に申し込むという形になっておりますが、来年度の申込みについては、今後検討となっておりますので、詳細については決まりましたら周知をしたいと考えております。

○末委員

3歳頃まで保育園や幼稚園に通っていない子どもは、どれくらいいるのか把握されていますか。

○こども育成課幼児育成係長

この通園制度の対象者になりますが、令和7年4月1日時点で0歳児が71名、1歳児が101名、2歳児が92名となっております。こちらが現在保育園、幼稚園に通っていないお子さんの人数になります。

○末委員

わかりました。

○阿部会長

その他ございますか。

○志賀副会長

今までは、共働きでないと預ける事ができないというシステムだったのが、1人で働いている家族でも利用できるというのは、助かる仕組みだと思います。

います。産後ケアの面や、悩み等が相談できるなど、リフレッシュできる時間が持てるというのは良いことと思っております。

そこで質問ですが、1つは保育士の待遇の件です。

保育士の負担が多くなり、大変ではないのかということがあります。4月の合同会議のときに、英語教育の面で遊びながら、保育の中で英語の発音遊びを指導するにあたって、保育士の方に頑張っていただくという件があったと思います。加えて短時間ではあっても、この様な事業が始まると、ますます保育士の負担が多くなると思います。負担が多くなり離職者が増えたり、休職者が増えたりしても困るので、負担増に対して給与面で補助をしていただき、十分な保育士を確保し、保育士不足で利用できないという形にならないようにしていただければと思います。それから、0歳児から1歳児と小さいお子さんが対象ですので、保険も含めて対応は考えていただければと思います。

次に利用料、利用時間についてです。月10時間の短時間の預かりなのですが、10時間で大丈夫なのかとの疑問があります。それからお金の面で言うと、国のこども未来戦略方針の一角なのでしょうから、国の方から何らかの補助はないのでしょうか。

都度、質の評価を行うということですが、どこの部署の担当を想定しているのかと、外部評価を受けるとのことですが、どんな形で行うのでしょうか。令和6年度から施行しているので、いろいろな面で課題等がでてきているかと思いますが、その点も踏まえてご回答いただければと思います。

○こども育成課幼児育成係長

ただいまご質問ありました、保育士の負担が多くなることにつきまして、現在公立施設で実施している状況にあります。現在の利用定員の利用可能枠の中で実施をしている状況でございます。令和8年度から私立の施設でも、認可後実施可能となりますが、私立施設で受け入れが可能な範囲で実施していただくように、今検討しているところでございます。来年度どの施設が実施するかについてはまだ確定しておりませんので、私立の施設と情報共有しながら進めていきたいと考えております。

0歳児と1歳児に対する保険について、施設で加入している保険がござい

ますので、そちらで対応をさせていただいております。月10時間という時間になりますが、国の基準の時間が10時間ということで、現在も公立で実施しているのは月10時間となっております。令和6年度に試行的事業で、月10時間で実施させていただきましたが、時間については、アンケートの結果20時間とか30時間に多くしてほしいというようなご意見等はなかったところでございます。国の補助につきましては、令和8年度からの給付制度になりますので、私立施設で実施した場合は、年齢によって1時間当たりいくら、という形で給付がされる予定となっております。

次に、外部評価につきましては、国から示されているものがまだはっきりしておりませんので、今後国から示される情報をもとに確認しながら進めていきたいと思っております。

○志賀副会長

これから、パブコメなどの意見なども踏まえて整備をしていただいて、スムーズに開始できるようにお願いしたいと思います。

○阿部会長

その他ございますか。

○半谷恵美子委員

2点ほど伺いいたします。

まず、1点目が、現状と課題と書いてあるのですが、この取り組みが実施される背景にあった課題、国が実施するに至った背景というものを、もう少し説明いただきたいと思います。

2点目は、対象者が、保育園や幼稚園に通っていないお子さんということですが、例えば幼稚園に通っているお子さんでも春休み期間とか、夏休み期間とか預けられない期間がありますが、その預けられない期間は、対象になるのでしょうか。

○こども育成課幼児育成係長

まず1点目になりますが、国でこの制度を開始する背景となったことについて、在宅で子育てをする世帯の保護者の中には、孤立感や不安感などを抱

えながら子育てを行っているという場合があります。

保育士と関わることにより不安解消に繋げることも可能になり、家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会が得られることや、同じ年齢のこどもと触れ合いながら家庭では得られない経験を通じて物や人への興味や関心が広がることなどから、こども誰でも通園制度が創設され、令和6年度は試行的事業実施、令和7年度から制度化、令和8年度から本格実施という経過となっております。

2点目の幼稚園に通っているお子さんの、春休みや夏休みの対応については、幼稚園の預かり保育を利用することができます。

○阿部会長

その他ございますか。

○阿部会長

先程の条例制定の施行が令和8年4月1日とのことですが、実際に私立の保育園で実施する条件を定めたのがこの条例であって、それが4月1日からの施行であると、その準備はどのように進めていくのでしょうか。

それから市民に対し、該当施設の説明や周知は、いつごろ行うのでしょうか。

○こども育成課幼児育成係長

条例制定については12月議会に上程させていただく予定となっておりますので、議会の議決を得られましたら、1月以降周知をさせていただき私立施設とは、1月から3月の間に4月から実施できるように準備を進めたいと考えております。

○阿部会長

市民に対する説明、周知はどのような方法で行うのでしょうか。

○こども育成課幼児育成係長

周知についてはホームページで周知する他に、乳幼児健診で、リーフレットを配布させていただいておりますので、そちらも同様に継続して実施した

いと考えております。

○阿部会長

実際公立で、何人のお子さんがこの制度を利用しているのでしょうか。

○こども育成課幼児育成係長

令和6年度の実施になりますが、27名が登録しておりまして実際に利用した方は23名おります。

○阿部会長

その他ございますか。

それではなければ①についてはこれで終了いたします。

ありがとうございました。

報告事項②未利用公共施設等利活用促進条例(素案)に係るパブリックコメント
手続の実施について

○阿部会長

次に報告事項②未利用公共施設等利活用促進条例(素案)に係るパブリック
コメント手続の実施について担当課より説明をお願いいたします。

公有財産管理課 資料2により説明

○阿部会長

ただいま担当課から説明をいただきました。

皆様からご質問があればお願いいたします。

○末委員

すでに15年経過して、小高の未利用公共施設等の利活用を始めるには、
時間的に遅いのではないかと。小高の施設は震災後利用できないことは分かっ
ていたのだから、もっと早く市として、未利用施設等については対応してもよか
ったのではないかと思います。小高の公共施設については20キロ圏内に入
っているのだから、利用できなかったら原発からの補助金で無償での建て替

えはできなかったのでしょうか。

小高の公共施設に関しては、震災後15年経過していますが、学校や保育園関係の大きい建物に対して、市に企業等から安価に利用したいという申込みはなかったのでしょうか。

○公有財産管理課財産活用担当係長

まず、15年経過してなぜ今になってなのか、もっと早くなぜできなかったかというご質問についてですが、委員のおっしゃる通り早くできれば本当に良かったと思います。ほかの業務の部分もあって、なかなか活用するということに至ってこなかったというような経過でございます。

施設も15年経過していますので、だんだん老朽化し、改修するような場所も多くなっているということもございますので、なるべく早く活用できれば良かったと考えております。通常公共施設は市民の皆様全員の財産ですので、貸したり売却する場合については、本来の価格で貸したり、売却するものであります。ただ本来の価格では、利活用に結びついてこなかったという事実がありましたので、今回は減額する、あるいは補助金を出すということで、積極的に利活用に結びつけていきたいというような考えであります。

それから、20キロ圏内の施設については個人の住宅などの場合と同じように環境省の取り壊しの可能性はあったのではないかという質問についてですが、20キロ圏内の公共施設についても、その時点で意思決定がされれば取り壊しの機会というのは十分あったものと考えております。ただ一方で、市では市民の帰還を目指していたこともあり、子どもたちの帰還を目指していた中でございますので、なかなか取り壊すまでの判断ができなかった状況にあります。

それと、利活用したい企業からのオファーはなかったのかという質問についてですが、実際企業からまったく来なかったということではありませんでした。例えば、植物工場のようなものをやりたいとか、あるいは魚の養殖をしたいとか、企業の研修施設といいますか、介護関係の研修施設とかに使えないとか、そういった話は実際いくつかありました。どうしても企業側としましても国の補助金などを当てに行いたいということから、例えば春先ぐらいに話が来たとしても、夏ぐらいにはもう譲ってくださいというよう

なスピード感で来られます。市としては譲渡するにあたりまして、議会等様々な関係もありますし、制度のこともありますので、すぐに判断というのは実際できなかったところでございます。今回この条例を制定させていただく一つのきっかけとしましても、そういった企業側のオファーがあった場合に、早くその企業の要望に応えられるように条例を制定したいというような考えもあります。

○末委員

現状、企業からのオファーはないのでしょうか。

○公有財産管理課財産活用担当係長

現状としてはない状況です。

○末委員

環境省での解体に関連してお聞きします。旧福浦幼稚園、小学校、旧鳩原小学校等があり、利用の可能性があるとのことでしたが、市としての判断が遅いというのが一番の問題と感じます。帰還とありますが、今まで通りの学校生活ができるということは、市としても表面上はそう言われるが、実際の状況は必ずしもそのようには進まなかったと思われます。そういったことを考えて役所としてスピード感をもった対応をお願いしたいところです。

○公有財産管理課長

小高区は、令和２年度ぐらいから人口が３，８００人程度から伸び悩みという部分があったものですから、そこである程度見通し、方向性が見えたところで市の財産の利活用を進めようという話になったところでございます。

一定程度は進めているものの、やはり企業からの話を聞いてみると、支援策があるかないかということも大きいとの話もあり、後手になってしまったかもしれませんが、今回この支援策を講じて、さらに推し進めようという経過がございます。

○阿部会長

その他ございますか。

○西山委員

2点ほど質問があるのですが一つは、鳩原小学校は農業学校を去年から実施していたと思いますが、今年度は実施していないのでしょうか。もう一つは福浦小学校には色々な歴史資料を保管しているということを聞いていますが、その歴史資料をどこかに移動して貸し出すのか、また譲ったりするのでしょうか。それから最後に利活用する人がいない場合は、建物を壊すというのが市の方針なのでしょうか。

○公有財産管理課財産活用担当係長

まず、鳩原小学校の農業学校としての利用関係ですが、鳩原小学校に隣接する鳩原幼稚園を農業学校として整備しておりまして、今現在も農業学校として使用しております。入学された方も複数おられまして、学校として使用している状況であります。ただ一方で隣接する鳩原小学校の部分については利活用が進んでいないというところがありますので、今回の支援策の一つの施設という考えです。

2つ目になりますが、福浦小学校には歴史的な資料や物品が保管されております。この部分については市の文化財課で、一時保管という形で資料を保管している状況です。文化財課では、新市建設計画の中に、福浦小学校ということで決めているわけではないのですが、いずれ市の資料を保管する収蔵庫を整備したいという考えがあります。そのような施設を整備できれば、その施設に移すということも考えとして出てくると思いますし、福浦小学校を活用して、歴史的資料を保管する施設にするということも選択肢としてあるのではと考えております。

3つ目ですが、最終的に壊すのかという部分について、市としましても企業の方に意見を聞く、サウンディング型市場調査を実施します。そして利活用できそうな未利用財産については民間企業に公募を行います。利活用希望者がいない場合、すぐに取り壊すということにはならないかと思いますが、複数回の公募や、条件を変えても利活用を進められないものについては、最終的には取り壊しの方向で進めるしかないと考えております。

○西山委員

ありがとうございます。

○小林委員

今の説明からすると、鳩原小学校は民間への広報は色々していると思うのですが、鳩原小学校の校舎を宿舎として、活用するというのは考えられないのでしょうか。

今現在、学生さんたちはそれぞれが学校とは別のところで住居を探しているのですが、そういうところが負担になり、去年は20人近くいらした生徒が、今年は10人以下になっているのではないかと思います。1年間という期間でしか受け入れていない農業学校が、もう少し時間をかけて宿舎の整備をすれば、いい形で農業の後継者を育つのではないかなと思います。そういう計画は、今広報している民間と行政がタックを組むことはできないのでしょうか。

○飯塚委員

それに関連して、以前同じような質問をした時に、福浦小学校とか鳩原小学校、八沢小学校というのは、宿泊地に適していないと何年か前に聞きました。理由として、そこは災害の危険区域に入っているとのことでした。そのため宿泊的な利用は活用できないと5年ぐらい前に回答いただいたことがあります。

○阿部会長

担当課で回答があればお願いします。

○公有財産管理課財産活用担当係長

まず崖地の問題の部分について、福浦小学校については県の崖地のレッドゾーンになっておりまして、なかなか人が集まるような施設を整備するのは現状では難しい状況にあります。校舎北側に耐力壁を構築する等、そういった対策ができないとなかなか人を集める施設としては、現状としては難しいと聞いております。鳩原小学校についても県の土砂災害関係のイエローゾーンというものに設定されています。そういったことからなかなかすぐに整備することは難しい状況であります。

学校施設として今まで使用できていたところの部分については、イエローゾーンやレッドゾーンが後から設定され現在規制がかかっているという事実

もあります。例えば、学校施設を宿泊施設とか他の施設にしようとする
と、消防のスプリンクラーが必要になり、学校のなかにスプリンクラーはな
いため、新たにそういう設備が必要となります。そういったことから、市で
すぐに整備をして宿泊施設のような形で利用できないかという部分について
は、検討に至ってはいない状況でした。

ただ一方で、農業学校の生徒が1年ごとに変わってしまうので生徒の宿泊
施設ということも活用方法の一つとしては、あってもよいのではと思いま
す。そこにつきましては、意見として頂戴いたします。

○阿部会長

意見として考えていただければ良いのですが、以前、福浦小学校の利活用
についての意見の聞き取りがあったときに宿泊施設の話もありました。その
回答もなく、後ろが危険区域だったら駄目であるとか、そういう前の経過も
きちんと踏まえて説明してもらいたいと思います。

○阿部会長

その他ございますか。

○小林委員

旧小高老人福祉センター、これはまだ解体しないという形になっているの
でしょうか。震災後ボランティアセンターになっても使い続けられた場所
です。小高交流センターに入浴施設が検討された際、旧小高老人福祉センター
にお風呂があるため、小高交流センターには大浴場ができなかった経緯があ
ります。旧小高老人福祉センターを修繕しながら、大浴場を作ることはでき
ないのでしょうか。

私達の年代で自由に気楽に集まる場所が結局できなかったのも、震災後1
5年近く経っているのに、みんなで小高の中で集まる場所が出来なかったの
が大きかったのではないかと思います。だから旧小高老人福祉センター
が廃止になるのか、その施設を直して使えるのかは、これからだとは思いま
すが、ここに出てくる時点で、少し残念だなと思っています。意見として述
べさせていただきました。

○阿部会長

意見でよろしいでしょうか。

○小林委員

意見というか要望です。

○公有財産管理課長

ご意見、ありがとうございます。

その中で今後の方針といたしましては、旧小高老人福祉センターは、指定管理者が運用していた施設でありました。利用状況を考慮して、昨年度小高老人福祉センターという用途を廃止して、今現在は使われていない状況です。こちらのリストに載っているように、未利用財産という状況で、私どもが今管理している状況ですので、今回利活用の有無も含めて、もしかすると、お風呂を伴った施設の目的で手を挙げる企業もいるかもしれませんが、今回の制度を用いながら、活用方針について模索していきたいと考えています。

○小林委員

今お聞きした時点で、もしかしたらこれは一般の企業がここを買い取って、お風呂の改修を行った後、市が売却するという形なのでしょうか。それでしたら、市の施設としてあった方がよかったという思いです。

○阿部会長

この条例の適用を受ける前に庁内で調査調整をやる組織があると思いますが、その時どのように記録をしたのですか。例えば今の旧小高老人福祉センターで、みんなでお風呂を利用したいとのことですから、老人という部分を取ればいいのではないのでしょうか。福祉センターにして、一般の方も利用できるような施設にするとか、そのような検討を行ったのでしょうか。

○公有財産管理課財産活用担当係長

例えば今の旧小高老人福祉センターの検討経過というところですけども、まず用途廃止となる前の段階で、庁内で他の利活用ですとか、老人福祉

センター以外の施設にする等も踏まえて検討はした上で、市役所の中では使わないということが決定されました。用途廃止をして普通財産に切り替わり、私ども公有財産管理課に、そういった施設が集められてきているというような状況でございますので、庁内では使用しないという判断になっております。

○阿部会長

普通財産になった後はどのように活用しますかということについては、検討する組織があると思うのですが、未活用財産だからこれを活用しましょうとか、取り壊せばという話もありますよね。そのような検討もしているのでしょうか。

○公有財産管理課長

今後の未利用施設の進め方というところでありますが、まず市で先ほどサウンディング調査というお話もさせていただきましたが、それをまず今ある未利用財産の施設がどのような状態かを、専門家の意見を聞きながら確認をさせていただきます。

その内容を踏まえながら、この施設はだいぶ老朽化が進んでいるので、取り壊すべきではないか、またはこの施設はこのエリアにあるのでこういった施設に活用できるのではないかという意見をお聞きします。それをもって庁内の未利用施設マネジメント会議にかけて、この施設は取り壊す方向でいく、この施設はこういう施設に活用していきましょう、という意思決定を踏まえた上で、みなさんに募集をかけていくという進め方になっています。

○阿部会長

財産を所管している担当課が、他の課にも聞きとりを行い、利用することがありませんとなった時に、サウンディング型市場調査でそれらしきことをやって終わりということでしょうか。市民の声を聞いて、このような形にして欲しいと聞き取りしながら、それは無視されて、何も活用されてこなかったというのが現状だと思います。もう少し丁寧に市民の意見を聞くのだったら、その回答をしっかりとした上で、こういう理由で利用できませんので、皆さんから公募しましょうという手続きが必要ではないのでしょうか。

福浦小学校だって宿舎にしたい、集会所にしたいという要望もありました。ただ現状を見れば文化財の資料がいっぱいあります。文化財課で管理しましょうという話があった際、本格的に検討したことはありますか。

ハートランドにしても用途廃止してから何年経ちましたか。それもサウンディング型市場調査を行うのですか。少し手続きがおかしいと思います。

○阿部会長

他に何か質問はありますか。

○志賀副会長

鳩原小学校の隣に、未来農業学校があるので、規模は少し小さいですが、農業関連の PFI 事業で農産物の加工や、6 次化の発想で何かできないかということを考えることもいいと思います。また、林間学校という形で都会の子を呼んで利用する等もいいなと思っております。これは意見で質問ではありません。

次に質問ですが 1 つ目は、同じように未活用だった金房小学校、この未利用公共施設等を利活用の促進条例で載っていますが大体同じような形で対応して、現在工事中となっています。今回とやり方は違うのですか。

2 つ目ですけれど、第三者への譲渡というのは禁止ですと記載があるのですが、善良なる第三者が買いましたとか、悪意ある第三者が買いましたというのは、わからないと思いますので、そういった対策は必要なのかなと思っています。それと譲渡については、第三者に売ってはいけないということはあるんですけど、例えば 10 年間実施してみて、できないなと思ったときには、その事業者がまた売ることができる等、利用しやすいように対応してもいいのかと思います。

3 つ目ですが、老人福祉センターが 5 区の行政区の中にあるので、東武が引き上げてから集会所として使いたいという話をしたら、水道が駄目なので、できませんという回答でした。譲渡にしても貸付にしても修繕関係は自分たちでやってください、その分は補助を出しますよというのではなく、最低のインフラ整備を施してから話をしてほしいと思います。せめて電気、水道、そのぐらいの整備を行い、譲渡や貸し付けを行ってもよいのではないの

かなと思います。

4つ目ですが、ここの公募期間については、どのくらい期間を設けて行うのでしょうか。その期間を超えて、取り壊しするときのことも考えて、補足的な条例まではいかなくても考えておいた方がいいのではないかと思います。どのぐらいの期間を想定しているのかと、壊すまでの期間、壊した後売却するのか、転売を行うのかも含めて、今のうちから検討した方がよいと思います。

○公有財産管理課財産活用担当係長

1つ目ですが、金房小学校の産業団地としての整備についてですが、こちらについては今回の条例の流れとは全く違う流れで進んでおりまして、国の補助金等で、整備が進められてきているような状況です。

2つ目の譲渡された企業がさらに転売することに対しての歯止めの部分と、あるいは利用しやすいようにとの意見について回答いたします。まず歯止めの部分としては、この条例案にもあるあります通り、10年間については譲渡かできないと記載をさせていただいています。ただ10年間を経過したもののについてはこの限りではないということになっておりまして、状況によってはさらに売却という可能性もあります。この10年間の部分については不動産登記の方で買戻特約という特約事項も入れて、状況によっては市で買戻しができるようにしていきたいと考えております。

3つ目の旧小高老人福祉センターの漏水の部分ですが、現状、旧小高老人福祉センターについては漏水が生じていると把握しています。改修費用もかなりかかりそうだと伺っておりまして、修繕には至っていない状況にあります。この条例あるいは支援の内容としましては、譲渡については、基本的に現在の状態で譲渡していきたいと考えておりまして、修繕等については市の補助金等を使って、利用する事業者等が修繕を含めて、改修をしていただければと考えております。

4つ目の公募期間と取り壊す基準の部分ですが、公募の期間としては、数ヶ月程度を複数回実施する形で考えております。常に募集するということではなく、ある程度期限を区切った中で公募を行い、集まった企業があれば、その中でプロポーザル審査を考えております。また集まらなかった場合に、

取り壊す基準については策定していくことを、検討していきたいと考えております。

○志賀副会長

産業団地の固定資産税は、この条例の通り別にかかり、減額はないということと、別件ですが、小高商業高校の土地の譲渡は、県から評価額の2分1といわれていたので県はすごいなと思いました。固定資産税の件はもう1度、県とやりとりをお願いしてもよいかなと思います。

未利用公共施設の利用について県のものとは全く違うことは私もわかっています。国の補助金を使っていて、金額は、桁外れに違いますから、違うというのは重々わかっていますが、同じ未利用公共施設の事案で、こちらは小さいから、固定資産税を減額にするよ、こちらはもらうよということでは立て付けが同じではないなと思いました。

○公有財産管理課長

今程の金房小学校跡地の工業用地の関係ですけれども、こちらは福島再生加速化交付金という交付金を活用して整備したものであり、補助金の縛りから、売ることはできない状況です。現在企業に貸し付を行っている記憶しておりますので、現時点では固定資産税はかかっていないと思います。

○阿部会長

その他ございますか。

○半谷恵美子委員

2点ほどお伺いさせてください。最後の4ページにあった、利活用事業のところでイベント会場であったり、宿泊施設であったり、人が集まる施設として使われる想定の場合が多いのかなと思ったので、そこが少し気になったところです。15ページの第2項の解説のところで法人および団体においては3年以上の活動の実績を示すことが必要ですという記載があるのですが、まず前提としてその法人や団体が公募できるという話だと思うのでけど、3年以上の実績のある会社でないとだめという想定なのですか。その基準をどのように設定されたのか教えていただきたいと思います。

○公有財産管理課財産活用担当係長

宿泊施設の関係ですが、市としては活用が見込まれなかった場合、民間企業等にどういった使い方ができるかという部分を、サウンディング型市場調査を行い、活用の方向性を決めていきたいという考えです。

2つ目ですが3年以上の実績がない企業でなければ駄目なのかという部分ですが、企業にも一定の実績を求める必要があるのではないかと考えておりまして、3年間の実績としております。

○半谷恵美子委員

新たに法人を立ててやるような会社もあると思います。その辺も踏まえて、何か条件をつけるといいのではないかと思います。

○阿部会長

その他ございますか。

○末永委員

市は荷物になるのでいらないという気持ちがすごく分かります。あまりお金をかけたくないという気持ちも分かります。例えば自分が悪徳業者だとします。まずダミー会社を作って政策金融公庫からお金を借ります。市はこの会社に譲渡します。しばらくしてこの会社を倒産させます。そうすると裁判所は競売にかけます。破産管財人が対応しますが、半分位の価格で売ってしまう等もあります。こういった話は考えられないことはなくて、よく新聞やニュースで1回買ったけど、譲渡したとか、こんな規約があったとしても、無視してやる、居座った方が勝ちだとか、日本人は優しいから法治国家なので法律を守りながらやるけれど、排他主義みたいな形になってしまいます。どこかで歯止めをかけるとか、何か考えておかないといけないと思います。

○公有財産管理課長

委員がおっしゃるとおり、まさしくその通りでありまして、こちら庁内で検討させていただいたときも、そういった課題があるのではないかという話が挙がりました。私どもも、当然そのリスクというのはゼロではないという考えております。そのリスクをできるだけ最小限に抑えるために先程説明し

ました奨励措置適用の事業者を選定する際に審査会を設けて、その中で弁護士や、会計士などの専門職、いろんな方の意見を聞きながら慎重に審査会を通して進めていきたいというふうに思っております。そういった中でも、ある程度の規模があつて実績のある企業という要件はつけていきたいという考えております。先程の買戻しの特約等、法的に検討しながら、リスクを最小限に抑えていきたい考えであります。

○阿部会長

その他ございますか。

○志賀副会長

すいません、1点意見ですが、結構施設が大きいと思いますが、例えば学校全部は使えないけども、半分ぐらい活用したいとか、そういう人たちが組み合わさって使っていきたい等の希望も出てきたりするのではないかと思います。そういったことも少しご検討いただけるといいなと思いました。

○公有財産管理課長

今までの協議の段階でいろいろ調整をしました。現時点で、学校等大きい施設を分割してとなると、それぞれの会社の持分や、セキュリティ関係のような課題が多いのかなと思います。まずは全ての施設について、各1施設1企業ということで現時点では考えております。例えば、応募がなかったときに、先程複数回の募集をしていくということがありましたが、そういった中で実際の企業の声を聞き、内容を検討していく必要があると思っております。最初の段階では1施設、1事業者ということで考えさせていただければと思っております。

○阿部会長

その他ございますか。

○半谷恵美子委員

公共施設の総合維持管理計画に、20年間で25%とありましたが、この進捗状況はどのくらいですが。無償譲渡とか無償貸付の場合は、議会の議決が必要なくなってきましたが、議会側の理解はどうか、そのあたりをお聞

かせください。

○公有財産管理課長

公共施設の総合維持管理計画ですが、進捗は今現時点では令和6年度になりますけれども11.2%程度の進捗率となっておりまして、目標としている想定よりも、若干進捗の方が進んでいるという状況です。

もう1点、議会の関係でございますが、今回については減額や譲渡という状況ですので、1件1件議会の方へ上程をして議決をいただくという流れになるところです。先程、担当からも申し上げましたが、今回の場合いろいろな状況を踏まえて、企業が求めるスピード感を優先に、この内容で進めていきたいというふうに考えています。パブリックコメントをかける前に議会へ情報提供を行っているところです。

○阿部会長

その他ありますか。

なければ、以上で報告事項②この件については終了いたします。

③旧小高商業高等学校跡地の利活用にかかる今後の進め方について

○阿部会長

次に報告事項③旧小高商業高等学校跡地の利活用にかかる今後の進め方について担当課より説明をお願いいたします。

小高区地域振興課 資料3により説明

○阿部会長

ただいま担当課から説明をいただきました。

委員の皆様からご質問があればお願いいたします。

○志賀副会長

まちづくりのワークショップは私も出席しております。主催者が福島相双復興推進機構（官民合同チーム）で、この旧小高商業高等学校跡地のことば

かりではなく、全体を含めたまちづくりのワークショップを行っております。後期基本計画に繋げていきたいということですが、色々なワークショップを平行してやっているようで、時々どうなっているのかと思うときがあります。福島相双復興推進機構（官民合同チーム）がどのように提言されているのか、どういった形でこういったワークショップの結果を地域協議会や市民懇談会にどうお示していくのか、どんな位置づけにしていくのか、どんな吸い上げ方をしてどんな形で反映させているのかわからないので説明をお願いします。

○小高区地域振興課活性化担当係長

官民合同チームが主催しているまちづくりワークショップの成果と、今後市が行っていく旧小高商業高等学校の利活用の市民説明会等、様々な団体から意見が今後出されてくるものを市としてどうやってまとめていくのか、というご質問でよろしいでしょうか。

○志賀副会長

例えば、私のお友達が5人10人位集まって、同じようにとりまとめた内容のものを提出する、これも福島相双復興推進機構（官民合同チーム）と同じ位置付けなのではないでしょうか。市でどのように思っているのか。一般の方から上がってきた内容も同じような位置付けとしていただけるのか。市の考え方がわからないので説明していただきたいです。

○小高区地域振興課活性化担当係長

官民合同チームのまちづくりワークショップは2ヶ年計画ということで、昨年度から官民合同チームで主催して、参加者を募っていただいています。小高のまちづくりについてワークショップという形でいろいろ議論をして、今年度中にそれをまとめて市に意見として提出いただきます。そして市の総合計画の後期計画が令和9年度からスタートします。その中で、この令和7年度に出された官民合同チーム主催まちづくりワークショップの意見を、後期計画に向けて意見として参考として取り扱うことが、立て付けになっております。

その中で旧小高商業高等学校の話題を取り上げさせていただきましたが、官民合同チームでは小高区全体のまちづくりについて参加者の皆さんから上

がってきた意見を最終的に取りまとめて市に意見として提出いただきます。
ということになっています。官民合同チームが実際どのように提言をまとめてくるのかは、市でもまだ分からないという段階です。

それとは別に旧小高商業高等学校の跡地につきましては、あくまでも市が主体的になって、市民の皆さんや地域協議会の皆さま、庁内ワーキンググループなどの意見を取りまとめて、どういった利活用にするのかを決めていく基本計画を作っていきますが、官民合同チームから提出のあったまちづくりワークショップも意見として取り扱っていくことになります。同じようなことをしていて、分かりにくいという部分はありますが、それぞれ別々に動いている形になっております。

○志賀副会長

官民合同チーム主催のワークショップは、市が容認した組織だということ
で考えてよいのでしょうか。後期計画に今回のワークショップであげられた
意見を取り入れるということは、門戸を広げているという理解でよろしいで
しょうか。

○小高区地域振興課活性化担当係長

官民合同チーム主催のワークショップにつきましては、ワークショップを
実施する前に、官民合同チームから市長にこういったものを富岡町で行って
おりますといった説明がありました。それを受けて市長は、そういったもの
を実施しているのならば、本市でも取り入れたいということで始まりまし
た。意見として出てきた内容を参考意見として取り扱いたいということです
ので、市長容認の元行っていく形になります。

○志賀副会長

市が容認しているということで理解しました。

○阿部会長

その他、ご意見ご質問ございますか。

○阿部会長

志賀副会長の話にプラスして、この基本計画に地域協議会はどのように関

わっていくのでしょうか。

○小高区地域振興課長

旧小高商業高等学校跡地の利活用に関して、担当課の思いとしては、今の小高区の地域協議会の皆さんの意見を尊重したいと思っております。現段階では官民合同チーム主催のワークショップで、去年実施したものがベースになると思っています。それをベースに、地域協議会委員の皆さんに意見を積み上げて、あるいは肉付けしていただき、それを庁内のワークショップでもんで、何回か繰り返し、市民説明会に繋げて、ブラッシュアップしていくというイメージを持っております。

先程の説明の中でもお話しがありましたが、8月の地域協議会で、説明文9ページの部分を活発に、次回地域協議会にて、意見出しを行って欲しいと思っております。皆さんが思い描く機能といいますか、手段、効果、そういったことを含めてご発言いただきたいと思っております。1ヶ月かけて考えてきていただければと思います。

それと官民合同チーム主催のワークショップ結果の取り扱いや、まちづくり計画の部分ですが、第3次総合計画に反映させると先ほど説明があったとおりです。それから、後々別の機会に皆さんで議論していただくようになるかもしれませんが、議会の一般質問の中で、市長より地域協議会が主体となって、まちづくり計画、地区計画を作ってもらいたいと話がありました。地域協議会、ぜひ取り組んでいただけないかといった趣旨の答弁を行っております。

次に、今行っている官民合同チーム主催のワークショップの結果は、第3次総合計画の後期計画に反映させるということですが、さらに具体的な細かい計画が必要だということになった場合は、それも地域協議会の皆さんのお力をいただくようになるかもしれません。そのように市長が答弁しておりますので、これもまた別の機会にご相談させていただきたいと思っております。

○阿部会長

その他ございますか。なければこれで終了いたします。

協議事項 ①小高区の課題解決に向けた協議について

○阿部会長

次に協議事項に移ります。

協議事項 「小高区の課題解決に向けた協議について」を議題といたします。まずは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

5月の地域協議会において、小高区地域協議会から市への提言として「小高区の文化・芸能の継承」をテーマに、意見書を取りまとめていくこととなりました。今回の地域協議会では、文化財課の担当者に出席いただき、勉強会形式で現在文化財課が進めている具体的な事業内容や、小高区で継承できそうな文化、芸能についてご説明いただきます。今回の協議では説明と質疑応答を中心に行い、委員の皆様には今後の意見書とりまとめに向けた基礎となる情報を共有する場となります。この内容をもとに来月以降、事業案を具体的にまとめていく予定ですので、ぜひ積極的に耳を傾けていただければと存じます。

○阿部会長

では文化財課から説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課 資料3より説明

○阿部会長

ありがとうございました。

それでは皆さんから質問等あればお願いいたします。

○志賀副会長

今回、相馬野馬追の野馬追執行委員会の中で話はしたのですが、小学校の5、6年生にしめ縄飾り付けの紙垂縄を作ってもらいました。先生方や、子どもたちがとても楽しく行っていただき、これも伝統芸能の継承の1つかと思います。

また、浮舟太鼓を行っていたことを思い出しました。私の娘も行っていたので、学校の先生に話をしたら、そういった話があるのならば、やってみたいという話がありました。太鼓はどこにあるのか、少なくとも小学校にはないという話だったので、その話を同じ区長の林さんに話をしたらその太鼓は小高コミュニティセンターにあると話を聞きました。それ以上の話の発展はありませんが、学校の先生が乗り気だったことと、太鼓はまだあるということで、継承としてはよいかと思います。

別な話ですが、南小高では神楽があり、まだ活動しています。民俗芸能発表会が郡山で開催されたとき、参加者の方が移住者になったという話もお聞きしました。活動していればこういった形で参加してくれる人が出てくるのだろうなと思いました。

加えていうと、各地のお神輿だとか、伝統芸能も含めてなんですが、よそから来た人で担ぐことも多いようです。

私も福島市にいましたけれど稲荷神社の神輿担いでる人、福島市以外の人が多かったのはなぜかと思いながら見てましたら、相馬野馬追も同じ状況なので、人のことは言えないなと思いました。杵を超えた神事とお祭は、ある程度区別しながら継承していくのでしたら、その点も1つ考えていかなければいけないと思いました。

○文化財課長

太鼓の件ですが、時々大蛇踊等を復活できませんかと、話をされることはあります。この内容については、今の部局ではこうした方がいいと言えない部分があるので、やりたいならみんな頑張ってやろうよという感じで盛り上げていければと思います。民俗芸能というのは結構地域限定なところや、縛りが元々あるところなのですけれども、浮舟太鼓とか、大蛇踊りは基本的にルールを自分たちで決めることができるので、自分たちでやりたければやった方がいいんじゃないかというのは単純に思えるところです。

支援についてはどちらかというと芸術活動とか文化振興についての、補助金は多分にあると思いますので、そういったところを利用して活動いただければいいと思います。民俗芸能はそうは言っていないというところで、どうしても地域の中で限定されているもので、もう少し積極的に私たちの方

で関わりを持たないと、なかなか維持保存ができないというものであります。一見楽しいものかっているところもありますが、民俗芸能の場合は見せるためだけにやっているわけじゃないというところもありますので、私たちの方からある程度力を入れていかなければと思います。

それから子どもたちに継承ということはよく言われますが、学校としても子どもたちにそこまで期待されても困るということは、言われるところもあります。その前に私たちでも、例えば村上の田植踊も、小学生に負担をかける前に、まず大人で頑張ることが大事ではと今考えております。小学校で教えればいいじゃないかと言うのは簡単ですけど、結構難しいですし、大人の人ができることをやるということも1つ大事なのかと思います。それともう1つ、民俗芸能を自分たちがやらなくても、見に行くことでの支援ということもあると思います。

例えば神楽を行っている人、先程移住者が入って南小高の神楽をやっているという話がありましたが、貴船神社で神楽をやっているときは、見に行つてあげることも、民俗芸能への皆さんの地域での支援のあり方かと思えます。一緒になって頑張っていたきたいというところの気持ちが文化財課でもあります。2月に民俗芸能発表会が文化財課主催であるので、ぜひ応援していただいて、こちらを見に来ていただければというところを、宣伝も兼ねてお伝えしたいと思います。

○飯塚委員

子どもたちに今すぐやるのではなく、見せることを考えるとのことですが、村上の田植踊や大富の宝財踊などに指導者はいるのかということが気になります。それから子どもたちには、学校協働事業というのをやっていて、学校に指導者が行って色々なことやゲームを行ったりしています。その中で、指導者がいるかどうかは問題ですけど、田植踊や宝財踊を1、2回でもいいから、見せてやらせて面白いなということを体験させることもよいと思います。

○文化財課長

村上の田植踊は今確かに高齢化とかがありますが、指導者はいるかと思えます。先程お話ししたように、小高小学校へ指導していた経緯があります

が、保存会の高齢化や地域に住んでいない方が多いことから、指導が可能な方と時間調整が難しく、マッチングができない状況であります。同じような状況は鳩原地区の大富の宝財踊りにもいえます。

この地域で行っていた人たちの、やりたいというある程度の熱意が必要になってきます。行政がこれを行っていきましようという声掛けはもちろん必要かもしれませんが、誰かが行いたい、民俗芸能を復活させたいということは、やはり誰かが始めに声を挙げていただく必要があると思います。行政がいくらお金を出すからやろうよと言っても、練習に時間を割くというのは、お金でやれることではないので、復活させていきたいという人たちを応援していくことが、やはり地域の中で必要なのかなというふうに思います。

全てはできないので文化財課としては、村上の田植踊はまず頑張っていこうかと、考えておりますので、応援していただきたいということが現状であるとお考えいただければと思います。

○阿部会長

その他ございますか。

もしなければ、今日は文化財課の川田課長から説明をいただきました。

貴重なご意見をいただきましたので次回の地域協議会の中で、意見書、事業案等の協議を行ってまいりたいと思います。それまで何かわからないことがありましたら、事務局に照会いただき、考えながら会議に臨んでいただければなと思っております。

よろしくお願いいたします。

(4)その他

①次回の会議開催について

○阿部会長

次回会議開催予定について事務局より連絡をお願いします。

事務局より説明

○阿部会長

その他何かありますか。

○小高区地域振興課長補佐兼庶務担当係長

教育総務課から新たな給食センターの整備の基本的な考え方や具体的な整備方法について示す南相馬市学校給食センター、こちらの整備計画の素案についてです。本来であれば、地域協議会でパブリックコメントの実施報告を求めているところですが、早急に意見を伺いたいとのことで、定例の地域協議会の対面方式での報告では間に合わないことから、大変申し訳ないのですが、郵送による資料の送付報告ということで、意見を集約したいということの申し出がありました。

このことにつきましては、阿部会長に事前にご相談をさせていただきましたが、今回地域協議会への提出案件基準の第3条報告事項の4項にあります、開催することが難しい場合は、郵送により委員に資料を送付したことを以て報告したことにできるという形で対応させていただきたいと思っております。

スケジュールにつきましては、8月5日に私どもに書類が届きますので、6日に発送させていただきます。ご意見を書いていただく用紙と返信用封筒を用意いたしますので、20日までに地域振興課宛にお送りいただければと思っております。ご協力お願いいたします。

○阿部会長

ただいまのパブリックコメントの件、南相馬市学校給食センター整備計画素案の取り組みでありますけれども、皆さんに配布しその中で意見を求めたいということでもありますからご了解いただければと思います。

ただ最近のパブリックコメントの取り組みのあり方について、執行部の方では改めて考えていただきたいと思います。

その他皆さんから何かございますか。

○阿部会長

なければ、以上をもって、本日の会議を終了いたします。

5. 閉 会

○事務局（高野次長）

阿部会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第4回南相馬市小高区地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和7年度第4回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長 阿部 貞康

会議録署名人 永田 博信

会議録署名人 西山 喜代子

